

## 8. 日本防火協会からのお知らせ

平成17年4月1日付、全国婦人防火連合会道府県婦防会長をお知らせします。

### ■全国婦人防火連合会 道府県婦防会長名簿 (平成17年4月1日現在) (敬称略)

道府県名	団体名	会長名	備考
北海道	北海道婦人防火クラブ連絡協議会	東館 のり子	
青森県	青森県婦人防火クラブ連絡協議会	堀川 睦子	
岩手県	岩手県婦人消防連絡協議会	古館 多美子	
宮城県	宮城県婦人防火クラブ連絡協議会	吉田 八重子	○
秋田県	秋田県婦人防火クラブ連絡協議会	鎌田 キネ子	
山形県	山形県婦人防火クラブ連絡協議会	後藤 マサエ	
福島県	福島県女性防火クラブ連絡協議会	遠藤 瞳	◎
茨城県	茨城県婦人防火クラブ連絡協議会	久保田 テル	
栃木県	栃木県婦人防火クラブ連合会	横野 登代子	◎
群馬県	群馬県婦人防火クラブ連絡協議会	藤井 千鈴子	
埼玉県	埼玉県婦人防火クラブ連絡協議会	新井 明子	
千葉県	千葉県婦人防火クラブ連絡協議会	竹内 久子	
富山県	富山県婦人防火クラブ連絡協議会	松岡 昌子	◎
石川県	石川県女性防火クラブ連絡協議会	久藤 妙子	
福井県	福井県婦人防火クラブ連絡協議会	小川 英子	
山梨県	山梨県女性防火クラブ連絡協議会	中澤 智恵乃	○
岐阜県	岐阜県女性防火クラブ運営協議会	丹羽 政子	
静岡県	静岡県女性防火クラブ連絡協議会	鈴木 政子	
愛知県	愛知県婦人消防クラブ連絡協議会	永坂 幸子	
滋賀県	滋賀県女性防火クラブ連絡協議会	藤原 いと	
大阪府	大阪府婦人防火クラブ連絡協議会	小林 次子	◎
兵庫県	兵庫県婦人防火クラブ連絡協議会		
和歌山県	和歌山県婦人防火クラブ連絡協議会	倉田 ウタノ	
島根県	島根県女性防火クラブ連絡協議会	山口 洋枝	
岡山県	岡山県婦人防火クラブ連絡協議会	吉岡 伸子	◎
広島県	広島県幼少年女性防火委員会女性防火部会	朝倉 嘉枝	
山口県	山口県消防クラブ連合会婦人消防部会	山口 富美子	
徳島県	徳島県婦人防火クラブ連合会	村崎 弘子	
香川県	香川県婦人防火クラブ連絡協議会	遠山 マツエ	
愛媛県	愛媛県婦人防火クラブ連絡協議会	毛利 美恵子	◎
高知県	高知県婦人防火クラブ連絡協議会	松山 政子	
佐賀県	佐賀県女性防火クラブ連絡協議会	時津 涼歌	
長崎県	長崎県婦人防火クラブ連絡協議会	松本 スミ子	
熊本県	熊本県婦人防火クラブ連合会	斎藤 絹江	
大分県	大分県婦人防火クラブ連合会	佐久間 伸子	◎
鹿児島県	鹿児島県婦人防火クラブ連絡協議会	林 麗子	
沖縄県	沖縄県女性防火クラブ連絡協議会	比嘉 トモエ	

37団体 ◎理事 ○監事

## ■総務省消防庁の人事異動

平成17年4月1日付で、総務省消防庁に国民保護・防災部が新設されました。

また、平成17年4月1日付で、以下のとおり人事異動が行われましたのでお知らせいたします。（敬称略）

新	旧
金谷 裕弘（防災課長）	下河内 司（防災課長）
杉原 隆光（理事官）	緒方 啓一（理事官）
所 健一郎（地域防災係長）	中瀬 元浩（地域防災係長）
羽田 和雄（防災企画係長）	近藤 史郎（防災企画係長）

## ■平成17年度自主防災組織リーダー研修会の申請締め切りについて

当協会では従来から民間防火・防災組織の育成・強化の一環として、平成9年度から総務省消防庁のご協力を得て、「自主防災組織リーダー研修会」を開催しています。平成17年度においても引き続き、同研修会を開催する予定です。

つきましては、実施を希望される場合は、当協会から送付しております実施要綱をご参照のうえ、平成17年4月30日までに当協会あてに文書又はFAXで提出をお願い致します。

## ■住宅用火災警報器PRハンドブックの作成配付について

昨年6月に消防法の一部改正があり、住宅用火災警報器の設置・維持が義務付けられ、当協会ではそのことを踏まえ、「婦人防火クラブによる新住宅防火対策の推進に関する調査研究会（委員長：高田 恒氏ほか委員12名）」を設置し、総合的に検討しています。

その事業の一環として、全国各地で結成されている婦人（女性）防火クラブ員をはじめ、消防団員や地域で防火防災に関わる方々が、住宅火災による死者発生を防ぐための取組みとして、設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及推進のための手引書を現在作成中です。

この手引書は、全国の婦人（女性）防火クラブのある消防本部、都道府県及び消防関係機関に配付すべく印刷中です。4月下旬を目途に配付いたしますので、期待してください。



## ■ネットニュース及びメールマガジン掲載に伴う原稿料について（平成17年4月12日伺定）

1. 婦防クラブ員、消防本部担当者等  
1ページ当たり1,500円とする。  
記事 400字を1ページとする。  
写真 3枚で1ページとする。  
表・図 2枚で1ページとする。  
(手間・送料等を2,000円とする。)  
計限度額 8,000円
  2. 大学教授その他学識経験者については、1の各項目について1,500円を2,000円とし、限度額を10,000円とする。
  3. 個人支給については、所得税として、10%を徴収する。地方公共団体等支給については、全額支給する。  
但し、支給先は幼少年防火委員会等とする。
- ※ 現金受領が困難な場合は、図書券等にかえることもできる。